

第 9 1 号議案

足立区協働パートナー基金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区協働パートナー基金条例の一部を改正する条例

足立区協働パートナー基金条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「寄付」を「寄附」に改める。

第 3 条第 2 項中「寄付金」を「寄附金」に改める。

第 8 条中「について」を「その他」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 7 条の次に次の 3 条を加える。

（審査会）

第 8 条 前条に規定する処分を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区協働パートナー基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の所掌事項）

第 9 条 審査会は、基金の処分及び処分に付随する事項に関し、区長の諮問に応じて調査審議する。

（審査会の組織）

第 1 0 条 審査会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 1 1 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部

改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区協働パートナー基金審査会	月額 8,000円
-----------------	-----------

（提案理由）

基金の処分を適正に行うために協働パートナー基金審査会を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。